

「戦後八〇年」と日民協の使命

新倉 修 日本民主法律家協会理事長



一 「戦後八〇年」という区切り

一九四五年八月十五日、大日本帝国の天皇は、「ポツダム宣言」の受諾を発表し、九月二日に米国戦艦ミズーリ号上で全権重光葵外相・梅津美治郎参謀総長に降伏文書に署名させた。この「ポツダム宣言」の背景には、新しい世界構想がある。すなわち、枢軸国と連合国との戦争は枢軸国の敗北で終結し、戦後の世界構想は、すでに一九四一年の米英首脳の会談で決定された「大西洋憲章」(The Atlantic Charter)に、「領土不拡大」「主権尊重」「民族自決」を含む八つの原則として示されていた。さらに言えば、一九四二年一月一日には、ワシントンで開かれた連合国(二十六カ国)で「連合国共同宣言」(Declaration by the United Nations)が調印され、一九四四年七月一日にブレトンウッズで連合国経済会議が開催され、国際通貨基金(I

MF)と国際復興開発銀行(世界銀行)の創設が検討された。このような政治的な機構と経済的な機構とが一体として構想されている点に注意したい。その仕上げが、一九四五年四月二十五日～六月二六日にサンフランシスコで開催された連合国全体会議で採択された「国際連合憲章」(The Charter of the United Nations)であり、これに五一カ国が調印した。戦後独立した多くの国は、当時はまだ、国連を主導した先進工業国の植民地であった。

こうして、戦後八〇年は、大日本帝国の敗戦と日本国憲法による「非戦の誓い」から始まった。あえてアイコンとなる人物を挙げると、吉田茂第四八代～五〇代首相と岸信介第五六代・五七代首相がいる。岸信介首相は、戦前における非凡な経済官僚であったとともに、戦争犯罪者として収容された経験を持ち、日米安全保障条約を改訂して日米軍事同盟の礎石を築いたが、「戦後レジーム」の解体を主

唱した安倍晋三首相の祖父である。また、吉田茂首相は、サンフランシスコ講和条約の調印と共に、(旧)日米安保条約に秘密裏に調印し、自衛隊の前身である警察予備隊の設立を認めた。この二人の政治姿勢は、澁のようには積み積する不透明な政治構造によって補強され、長期にわたる保守政権の中枢に継承されている。今、私たちは一部の保守派や「改革派」によつて、アメリカと共に戦うのかと問われているが、しかし本当に私たちに問われていることは、「別の方法・別の方向・別の選択」ではないのか。

二 国際社会と国際協調主義

戦後世界は、国連を中心とする国際秩序の構築と地域連合の進展という点に特徴がある。まず地域連合について言えば、ヨーロッパでは、欧州連合(EU)と北大西洋条約機構(N

ATO)との抱き合わせの構図が描かれているが、実は欧州安全保障協力機構(OSCE)も重要な役割を果たしている。またヨーロッパは、通貨統合を果たし、また人権の面でも先進的な取組をしており、ヨーロッパ人権条約(人権及び基本的自由の保護に関する条約)をつくり、二〇二一年には第一五議定書を採用している。また、ヨーロッパ人権裁判所(ストラスブルグ所在)を設立して、人権の保護と促進について共通の取組を推進していることが重要である。

同じく、アメリカ大陸では「米州機構(OAS)」が一九四八年につくられ、一九六九年に「米州人権条約」が制定され(アメリカ、カナダ、キューバは批准していない)、米州人権委員会(アメリカのワシントンDC所在)も米州人権裁判所(コスタリカのサンホセ所在)も設立している。アフリカ大陸では一九六一年に「アフリカ統一機構(OAU)」が設立され、さらにこれが発展して二〇〇二年に「アフリカ連合(AU)」が発足している。また、一九八一年には「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」が制定され、同時に、その履行を確保するため「人権委員会」が設けられ、一九九八年には議定書が採択され、これによって「人及び人民の権利に関する裁判所」が設置されたが、裁判官が選出されたのは二〇〇六年であった。また、アラブ世界でも、一九九四年に「アラブ人権憲章」が採択され、二〇〇四年にヴァー

ジョン・アップされたものが採択され、二〇〇八年に発効している。

他方、東南アジアでは、着実に成果を上げてきている「東南アジア諸国連合(ASEAN)」の役割も逸することはできない。とはいえ、二〇一二年に「アセアン人権宣言」が採択されたものの、国際人権条約の水準からみて内容的に十分ではないだけではなく、人権の保護・促進に係る機関はもとより、人権裁判所の構想もまだ読み取れないという課題が残されている。

さらに問題なのは、東アジアが、このような地域連合はもとより、地域の人権保護・促進のための機構が育っていない空白地帯である点にある。韓国やフィリピン、台湾には国内人権機関がある(日本にはこの点、機運すら見られない)ものの、地域人権機構は存在しない。なぜ、そうなのか。ここに私たちが取り組むべき課題があるように思われる。

さて、国連の目的が、国際の平和及び安全を維持することと並んで、経済的、社会的又は人道的性質を有する国際問題を解決するために人権及び基本的自由を尊重するように国際協力を達成することにあること(国連憲章一条)は、あらためて指摘するまでもない。国連憲章の前文には国連設立の歴史的意義として、「我らは一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救う」という「大義」に自覚的に取り組

み、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」たところにあるとしている。この目的を達成するために安全保障理事会と経済社会理事会在が設けられ、協議を通じて問題を共有し、解決方法について合意を形成し、必要な財政的負担をその加盟国の経済的力量(GDP)に応じて担うというシステムをつくった。

したがって加盟国は、武力行使及び武力による威嚇の禁止(同二条)を受け入れ、紛争の平和的解決の義務を負い(同第六章)、武力紛争に対しては、原則として、安保理事会に付託し、必要なら経済的制裁を含む制裁措置をとり、究極においては軍事的措置も予定されている(同四二条)。大事なことは、「世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを少なくして国際の平和及び安全の確立及び維持を促進する目的で」軍備規制計画を作成する義務を規定している(同二六条)ことである。

さらに、「一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進する」を目的として、ナチス・ドイツに抵抗したフランス臨時政府に参加したルネ・カサン(一九六八年にノーベル平和賞を受賞)を副委員長とする人権委員会が起草した「世界人権宣言」が、一九四八年にパリで開かれた第三回国連総会で採択された。さらに、これを法的拘束力のある国際

条約として、現在まですでに九つの人権条約が発効している(日本は、「移住労働者権利条約」を除きそのすべてを批准しているが、選択議定書はすべて未批准のままである)。また、それぞれについて、その履行を確保するため、人権監視委員会が設置され、定期的な政府報告の審査と最終所見という形で勧告を行い、人権の保護と促進のために、建設的な対話を進める仕組みが取られている。さらに選択議定書などを批准した国については、人権侵害を受けた当事者個人が直接に関連する人権監視委員会に提訴できる「個人通報制度」も用意されている。

これと並んで、一九九〇年のウィーン会議を踏まえて、国連憲章上の機関である人権委員会を拡充するため、国連総会の下に人権理事会が設置され、事務局機構として、人権高等弁務官事務所が設置されている。人権理事会で特徴的なのは、人権の履行状況の定期的な審査の仕組みとして、「普遍的定期審査(UPR)」が設けられ、NGOも参加して、国連加盟国間のいわば「ピアレビュー」の仕組みもある。

また、個別の人権課題については、人権理事会は、独立した専門家による「特別報告者(SR)」や複数の特別報告者による「作業部会(WG)」を選任し、その専門的な見識をもとに、対象国への訪問調査も含めて、調査・報告をして、人権理事会において協議する仕組みもある。

みもある。

このような仕組みは、憲法の言葉で言えば、「国際協調主義」に根差すものであり、憲法九八条二項にあるように「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」ことにも呼応するものである。このことはさらに、憲法前文において「いづれの国家も、自国のことのみについて専断して他国を無視してはならない」とまで述べている。今世界を席卷している「自国ないし自国民ファースト」は、このことの反立命題であって、八〇年経って、世界は再び転倒しつつある。

三 戦争を防ぐには

「平和を望むなら、戦争に備えろ」という言葉が、躍るときがある。台湾有事を煽り、北朝鮮の核開発やミサイルの発射を取り上げ、また尖閣諸島を含む日本の領海・領空への中国の公船や軍用機の接近を挙げる人もいる。ロシアがウクライナを侵略したことや、ハマースの「奇襲攻撃」に対するイスラエルの過剰な軍事行動とか、イランの核施設(ウラニウムの濃縮工場)に対するイスラエルやアメリカによる攻撃だけでなく、ウクライナやパレスチナ、イランによる反撃も展開する中で、「平和のために戦争に備える」ことこそが、世界の「新しい標準(new normal)」だと唱える人が

増えている。しかし、武力から平和はつくりえない。また、軍事力の行使にもルールがあり、ルールを守らせる仕組みも、完全ではないものの、整備されつつある。

要するに、世界は平和の構築に向かっており、そのためには「正義の戦争」を正当化することを止め、軍事力の行使(jus ad bellum)については一九二八年に「不戦条約」を締結している。また兵器の使用や敵対行為(jus in bello)についても、一八九九年に「ダムダム弾」の禁止宣言があり、一九二五年のジュネーブ議定書により毒ガスや化学兵器が禁止され、一九九七年のオタワ条約による「対人地雷の禁止」につづき、二〇一七年には「核兵器禁止条約」が制定された。

さらに、国際人道法として著名なジュネーブ条約は、一八六四年の「戦地軍隊における傷病者の状態の改善に関する条約」以来、一九〇六年、一九二九年と改訂を重ね、一九四九年にジュネーブ四条約として整備され、さらに一九七七年には追加議定書が加わり、非国際的な武力紛争にも適用を拡大してきている。これによれば、敵対行為に直接に参加しない者(一般住民・文民)は、武器を放棄した軍隊の構成員や病氣、負傷、抑留その他の事由により戦闘外に置かれた者も含めて、人道的な待遇を受けるのであって、殺人、傷害及び拷問の対象とされない(第四条約三条)。また、文民病院はいかなる場合であっても、攻撃して

はならない(同一八条)のであり、紛争当事国は、無防備地区を攻撃することが禁止される(ジュネーブ条約第一追加議定書五九条)。すなわち、無防備地区には、①すべての戦闘員並びに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること、②固定した軍用の施設又は營造物が敵対的目的に使用されていないこと、③当局又は住民により敵対行為が行われていないこと、④軍事行動を支援する活動が行われていないことが条件とされている。これには、実効性や実現可能性について、いくつも難点が指摘されているが、無防備であることがむしろ安全である可能性がある。また、無抵抗な市民を殺害すれば、戦争犯罪にあたり、場合によっては、ジェノサイド(集団殺害)や人道に対する犯罪に該当する可能性もある。軍備が抑止力に依存するとすれば、戦争犯罪に対する国際刑事裁判所などによる処罰も、抑止力があることは否めないであろう⁽¹⁾。

実際にも、ロシアのプーチン大統領に対しては、ウクライナの子どもを強制移住させたという容疑で国際刑事裁判所(現在の所長は赤根智子氏)は、逮捕状を發布しており、イスラエルのネタニエフ首相及びガラント国防相にもガザ地区における戦争犯罪及び人道に対する犯罪の容疑で逮捕状を發布している。

また、国際司法裁判所(現在の所長は岩沢雄司氏)は、ロシアの侵略に対してウクライナが提訴した件について、二〇二二年三月一六日

に暫定措置を命じた。また、イスラエルによるガザ地区・ヨルダン川西岸や東エルサレムの占拠について、二〇二四年七月一九日に違法と判断した。また、イスラエルのガザ地区における攻撃がジェノサイド条約に違反するという南アフリカ政府の申請について二〇二四年二月二六日に暫定措置を命じる決定を下した。

さらにいずれのケースについても、国連安保理事は機能不全に陥ったが、国連総会は繰り返し、緊急特別総会を開催して、二〇二二年三月二日、二〇二五年二月二四日と決議を採択している⁽²⁾。また、イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区の占領に関して、国連総会は、二〇二四年九月一四日に、日本を含む賛成一二四、棄権四三、反対一四で、「一年以内に占領を終わらせる」ことを求める決議を採択した。また、同時に、現在、オブザーバーの資格を与えられているパレスチナ(ICC)には加盟したに国連加盟を求める国連総会決議が二〇二四年五月一〇日に、日本を含む一四四カ国の賛成によつて採択された(棄権二五、反対九)。ただし、国連への加盟は、安保理事会の勧告(常任理事国の反対がないこと)に基づく総会の決議が条件である。

今、私たちに求められているのは、トランプ大統領の傍若無人な剥き出しの「自国の国益優先」を押し通そうとし、ひいては「国際秩序の一方的な変更」を求める方向に対して、

これに屈することではない。むしろ、これを歴史の「逆流」と受け止め、「本流」は、武力なき平和をめざす国際秩序を構築し、人権の保護・促進を着実に進展させ、「気候変動」や「世界的な飢餓」などの地球的課題を解決することではないのか。この国際社会の「本流」をしつかりと見極めて、その流れを強く太くし、地球的な連帯・友愛・連携を一層深く広く追求することではないのか。言い換えれば、Nation Firstと拳を上げる前に、Global Solidarityと両手を広げて、共益(Common Prosperity)すなわち共通共同の利益享受の道を探求し、たとえ愚直であつても、その道を進むことではないのか。

敗戦から八〇年前の慶應元年、日本は鎖国から急展開した国造りの只中であり、その後の歴史は、司馬遼太郎の表現によれば「坂の上の雲」をめざすものであった。しかし、坂道を駆け上がったものの、私たちは、奈落の底に転落した。同じ過ちを繰り返してはならない。いつそう人権と平和の大道を進むよう、世界の人民と共に協働することこそが、私たちの使命である。

注

- (1) 赤根智子「戦争犯罪と闘う」文春新書二〇二五年。
- (2) その一端は、新倉修「巻頭言・ロシアの『ウクライナ侵略』と日本『法の科学』」五三号、二〇二二年、四頁以下。